特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
4	横手市書	身体障害者手帳交付関連事務	基礎項目評価			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、身体障害者手帳交付関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県横手市長

公表日

令和5年6月19日

I 関連情報

1						
①事務の名称	身体障害者手帳交付関連事務					
	【事務概要】 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付に関する事務(身体障害者福祉法施行令 第4条(第10条第2項において準用する場合を含む。)、第8条第1項、第9条第2項から第5項まで及び第12 条第1項の規定により市町村が処理することとされている、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第 二号法定受託事務)を行う。 【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に					
②事務の概要	従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 身体障害者手帳の交付申請の受理 ② 身体障害者手帳の交付 ③ 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 ④ 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還 ⑤ 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 ⑥ 他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還 ⑦ 身体障害者手帳の再交付 ⑧ 身体障害者手帳の返還の受理					
③システムの名称	障がい者福祉システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
身体障害者手帳情報ファイル	,					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第11項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第11条					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	身体障害者福祉法施行令の規定により市町村が処理することとされている法定受託事務においては、情報連携を実施しない。					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民福祉部 社会福祉課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	引止·利用停止請求					
請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp					

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

横子川及州川ス福祉品 社会福祉誌 厚がい 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2132 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: shakaifukushi@city.yokote.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	15年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関にて	ついては、それぞれ重	直点項目評价	価書又は全項	目評価書において、リスク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く	(。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを	を通じた提供を	F除く。) [O]提供・移転しない	Λ
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接線	売しない(入手) [〇]接続しない(提供	共)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	各発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) ナ公に行っていない	

変更簡所

変更箇層	<u></u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	社会福祉課 次長 三浦 淳	社会福祉課長 木村 忠	事後	平成29年4月1日付人事異動
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 健康福祉部 社会福祉課 企画調 整・障がい福祉係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話:0182-35-2132 ファクス:0182-32-9709 E-mail:shakaifukushi@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 健康福祉部 社会福祉課 障がい福 祉係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2132 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: shakaifukushi@city.yokote.lg.jp	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	【事務概要】 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害 者手帳の交付に関する事務を行う。 【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務 で取り扱う。 ① 身体障害者手帳の交付の可否の決定 ② 身体障害者手帳の交付の可否の決定 ③ 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの周出の受理 ④ 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還 ⑤ 他の都道府県内に居住地を移したときの届 協・他の都道府県内に居住地を移したときの届 協・他の都道府県内に居住地を移したときの 図・他の都道府県内に居住地を移したときの 夏中内容の記載及び身体障害者手帳の返還 ⑦ 身体障害者手帳の返還 ② 身体障害者手帳の返還	③ 氏名の変更又は同一の都道府県内におい	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	法令上の根拠が無いため情報提供ネットワーク システムによる情報提供・照会は実施しない。	身体障害者福祉法施行令の規定により市町村 が処理することとされている法定受託事務にお いては、情報連携を実施しない。	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	社会福祉課長 木村 忠	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様 式改正に伴う記載内容の変更
平成30年6月1日	 Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 及び 2.取扱者数 いつ	平成27年7月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署	健康福祉部 社会福祉課	市民福祉部 社会福祉課	事後	平成31年4月1日付組織再編
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 健康福祉部 社会福祉課 障がい福 祉係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2132 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: shakaifukushi@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 社会福祉課 障がい福 祉係 住所:秋田県横手市中央町8番2号 電話:0182-35-2132 ファクス:0182-32-9709 E-mail:shakaifukushi@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正に伴い、新規追加
令和2年6月17日	Ⅱ - 1. 対象人数 及び Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年5月29日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和3年6月17日	Ⅱ - 1. 対象人数 及び Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和4年6月14日	Ⅱ - 1.対象人数 及び Ⅱ - 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和5年6月19日	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施